○総務省告示第二百四十六号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）第十二条第一号イ及びロの規定に基づき、地方道路公社に係る収入見込額及び支出見込額の算定の基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十年四月二十一日

総務大臣　増田　寛也

地方道路公社に係る収入見込額及び支出見込額の算定の基準

（道路特措法上の有料道路の新設等の業務に係る収入見込額）

第一条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十二条第一号イに規定する収入見込額に係る総務大臣の定める基準は、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号。以下「道路特措法」という。）第十条又は第十三条の規定により国土交通大臣から許可又は認可を受けた収支予算の明細上の当該年度以降の収入予定額の合計額に、当該年度前三箇年度（ただし、災害その他やむを得ない事情により収入が著しく減少した年度がある場合は、当該年度を除くことができる。）の収支予

算の明細上の収入予定額に対する収入実績額の割合の平均値を乗じて得た額とする。

（道路特措法上の有料道路の新設等の業務に係る支出見込額）

第二条　規則第十二条第一号イに規定する支出見込額に係る総務大臣の定める基準は、道路特措法第十条又は第十三条の規定により国土交通大臣から許可又は認可を受けた収支予算の明細上の当該年度以降の支出予定額の合計額に、当該年度前三箇年度（ただし、災害その他やむを得ない事情により支出が著しく増加した年度がある場合は、当該年度を除くことができる。）の収支予算の明細上の支出予定額に対する支出実績額の割合の平均値を乗じて得た額とする。

（その他の業務に係る収入見込額）

第三条　規則第十二条第一号ロに規定する収入見込額に係る総務大臣の定める基準は、業務ごとの比率算定年度前三箇年度（ただし、災害その他やむを得ない事情により収入が著しく減少した年度がある場合は、当該年度を除くことができる。）の収入実績額の平均額とする。

（その他の業務に係る支出見込額）

第四条　規則第十二条第一号ロに規定する支出見込額に係る総務大臣の定める基準は、業務ごとの比率算定

年度前三箇年度（ただし、災害その他やむを得ない事情により支出が著しく増加した年度がある場合は、当該年度を除くことができる。）の支出実績額の平均額とする。